

別紙様式 1

学 長	理 事	研究・社会連携課	確 認		部局長	部局担当
			☐ 問題なし	No.		
			☐ 手続要	平成 年 月 日		

輸 出 管 理 チ ェ ッ ク リ ス ト

チェック日： 平成 年 月 日

所 属：

氏 名： (印)

技術を提供又は貨物を輸出しようとする場合，入手した文書又は相手先との打合せ資料，議事録等により，下記の各項目について確認し，必要事項を記入又は「はい」・「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

1. 輸出の概要

1	➤ 相手先	国名（ ） 機関名（ ）
2	➤ 技術・貨物名	※仕様書等を添付してください
3	➤ 用途	
4	➤ リスト規制貨物・技術への当該	☐ 非該当 ☐ 該当（項目番号： 項目名： ）

2. 外国ユーザーリストのチェック

1	➤ 相手先は外国ユーザーリストに掲載されているか	はい	いいえ
---	--------------------------	----	-----

3. 相手先チェック

1	➤ 技術の提供先又は貨物の輸出の仕向地が輸出管理懸念国のいずれかである。 (はいの場合はその該当国名の□にチェック) ☐ イラン ☐ イラク ☐ 北朝鮮	はい	いいえ
2	➤ 相手先が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて確認すること		
	①核兵器の開発，製造，使用若しくは貯蔵	はい	いいえ
	②軍用の化学製剤の開発，製造若しくは貯蔵	はい	いいえ
	③軍用の細菌製剤の開発，製造若しくは貯蔵	はい	いいえ
	④軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のため装置の開発，製造，使用若しくは貯蔵	はい	いいえ
	⑤その射程若しくは航続距離が 300 k m以上のロケットの開発，製造，使用若しくは貯蔵	はい	いいえ
	⑥その射程若しくは航続距離が 300 k m以上の無人航空機の開発，製造，使用若しくは貯蔵	はい	いいえ

4. 用途チェック

1	➤ 提供技術又は輸出貨物が次の行為に用いられる。 (はいの場合は該当項目の□にチェック) 【大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェック】 (おそれ省令関係) ☐ 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 ☐ 軍用の化学製剤の開発、製造若しくは貯蔵 ☐ 軍用の細菌製剤の開発、製造もしくは貯蔵 ☐ 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のため装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 ☐ その射程若しくは航続距離が 300 k m 以上のロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 ☐ その射程若しくは航続距離が 300 k m 以上の無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 (おそれ省令別表関係) ☐ 核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究 ☐ 原子炉又はその部分品若しくは付属装置の開発等 ☐ 重水の製造 ☐ 核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理 ☐ 軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委託を受けた者が行う次の行為 ☐ a. 化学物質の開発又は製造 ☐ b. 微生物又は毒素の開発等 ☐ c. ロケット又は無人航空機の開発等 ☐ d. 宇宙に関する研究	はい	いいえ
2	【通常兵器保管規制に係る用途チェック】 ➤ 通常兵器の開発、製造、若しくは使用される	はい	いいえ
3	【その他】 ➤ 用途に関して、その他の輸出管理上の懸念がある。 (はいの場合は該当項目の□にチェック) ☐ (1) 用途を明らかにしようとししない。 ☐ (2) 通常は考えられない程に有利な条件（価格、引渡、保守等）を提示された。 ☐ (3) 説明された用途と相手先の研究内容等に齟齬がある。	はい	いいえ

※ 記入が終わりましたら、部局長を経由の上、研究・社会連携課に提出してください。